- 〇 主文
  - ・ 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 〇 事実
- 当事者の求めた裁判
- 1 控訴人
- (一) 原判決を取り消す。
- (二) 被控訴人の請求を棄却する。
- (三) 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 2 被控訴人

本件控訴を棄却する。

- 二 当事者双方の主張は、当審における主張を次のとおり付加する外、原判決第二 「事案の概要」記載のとおりであるから、これを引用する。 1 控訴人
- (一) 改正前国籍法の下における国籍離脱は、同法と、 (一) な正前国籍法の下における国籍離脱は、同法と、 (一) なる国籍開の届出籍 離脱の国籍離脱の国籍離脱の国籍 離脱の国籍 離脱の国籍 離脱の国籍 離脱の動力が発生する。 (1) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4

したがって、改正前国籍法の下における国籍離脱は、国籍離脱の届出だけによって 発生するのではなく、右届出について法務大臣が受理するという行政処分により効 力が発生するものであり、ただ、その発生時期が同法一二条三項により官報告示の 日からとされている。

- (二) (一)に述べたとおり、国籍離脱の効力は、「受理」という行政処分により生じるのであって、法務大臣が二重国籍要件等の存否につき判断し、右要件が存在するとして受理した場合には、その要件が存在するとの判断につき公定力が生ずることになる。したがって、受理された国籍離脱の届出につき実体的に要件を充足していないという瑕疵があっても、それが行政処分を無効とする瑕疵でない限り、行政処分の公定力により、当該受理が権限ある行政庁または裁判所により取り消されないうちは有効とされるものである。本件は未だ権限ある行政庁や裁判所により取り消されていないのであるから有効である。それゆえ、二重国籍要件が国籍離脱の実体上の要件であり、これが満たされていなければ国籍離脱の効力が生ずる余地はないという解釈は採用できない。
- (三) 瑕疵ある行政行為が無効となるためには、行為に内在する瑕疵が重大であることのほか、瑕疵の存在が明白であることが必要であり、瑕疵が明白であるといめ、現金が明白であるととが必要であり、瑕疵が明白である場である。それである。それである。それである。とれて、多数の届出を迅速に処理しなければ国籍離脱届出の受理にあたっては、届出の際に添付される事査とのが明白であるという実体にかんがみれば、添付された書類にらいの場合である場合等、外国国籍を有することを疑わしめる事情が、の当初から外見とがらい、本件においては、外形上被控訴の明白であったということはできず、本件国籍離脱は無効となられた。明白であったということはできず、本件国籍離脱は無効とならない。本件においては、本件国籍離脱は無効となられて、明白であったということはできず、本件国籍離脱は無効とならない。本件においては、本件国籍離脱は無効となられて、本件国籍離脱に無効とならない。本件のであったということはできず、本件国籍離別は無効とならない。本件においては、本件国籍離脱は無効とならない。本件国籍離別に無効とならない。本件国籍離別に無効とならないまである。

い。

2 被控訴人

控訴人の主張を前提とすると、受理が効力要件となる場合の一般論として、受理要件が欠缺している場合にも、受理さえなされれば確定的に効力が発生し、受理という行政行為が有効である限りもはや受理要件の有無は問題とならないということになるが、このような考えを支持することはできない。

法形式の上からも、控訴人のような解釈が成り立つものではなく、法の規定によれば、国籍離脱の要件を満たしている者のみが法的に意味を持つ届出をなしうるとされていることは明らかであり、本件の場合、法務大臣の受理の前提となる届出自体が無効であって、法的には存在しないのと同じなのである。

したがって、本件の受理は、右のような法的に無意味な届出を受理しただけのもの に過ぎず、被控訴人の国籍離脱という法的効果が発生していないことは明らかであ る。

控訴人の主張は、受理行為の違法を理由に国家賠償を求めているようなケースでは 意味を持つものといえるが、被控訴人は、受理行為の違法を主張しているのではな く、本件受理行為にもかかわらず国籍離脱という法的効果が発生していないことを 述べているだけである。

三 証拠関係(省略)

〇理由

一 当裁判所も、被控訴人の本訴請求は正当として認容すべきものと判断する。その理由は原判決第三「争点に対する判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。ただし、次のとおり付加する。

原判決書四枚目裏四行目の次に、行を改め左のとおり付加する。

「なお、控訴人は、改正前国籍法の下における国籍離脱届出の受理行為が準法律行為的行政行為であることを前提に、法務大臣が国籍離脱の要件を実質的に審査し、判断した受理行為には公定力があり、当該受理が権限ある行政庁または裁判所により取り消されないうちは有効であると主張する。

国籍離脱の効力が生ずるためには、が外国国籍を有すること(二重国籍者)が外国国籍の方式をは、大臣には対する届出と、大臣の告示行為のが外国国籍の有無の要件を審査・判断の対象として判断されては届出ることでの告示人の外国国籍の有無の要件を審査・判断の対象として判断を決して判断をといいるという。とは対し、法務大臣の国籍を有対の方法として判断を表し、そしりであるが、方面には公定力があることは控訴人をとおり得るない。由いることは対し、大きなの有効性を特段の事由がないは、一方の外国国籍の有無についてまでものが、よいのよいはは、一方の外国国籍の有無については、一方の外国国籍の有無についてまでものが、一方の外国国籍の有無にでの対しと指するよいのではない。とは、一方の外国国籍の有無にでの対し、一方の外国国籍の有無にでの対し、一方の外国国籍の有無にでの対し、一方の外国国籍の有無に、一方の外国国籍の方には、一方の外国国籍の方法、一方の外国国籍の方法、一方の外国国籍の方法、一方の外国国籍の方法、一方の外国国籍を有力がある。一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、一方の公司、「一方の、「一方の公司、「一方の公司、「一方の公司、「一方の公司、「一方の公司、「一方の公司、「一方の公司、「一方の公司、「一方の公司、「

 張のように解すると、必然的に無国籍者が生じることとなるが、これに対処するための規定は存しない。このような事態は無国籍の発生防止を目指す改正前国籍法の趣旨に反するものといわなければならない。しかも、本件国籍離脱届出は、被控訴人の両親が提出したものであり、被控訴人が当時三歳であるから、被控訴人の意思によらずに誤った届出がなされたものである。そして、昭和五九年法律第四五号の現行国籍法によれば、国籍離脱はその届出によって当然に効力を生ずるとされている。これらの事情を考慮するならば、改正前国籍法における国籍離脱の効力要件として実体的要件を充たすことも要求していると解すべきところ、被控訴人は外国国籍を有しているものである。」

二 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、 行政事件訴訟法七条、民事訴訟法三八四条、九五条、八九条を適用して、主文のと おり判決する。

(裁判官 岡田 潤 安齋 隆 森 宏司)